



2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国許可及び在留資格取得

2-3 不法残留（滞在）

ざいりゅうきかん にち す たいざい ふほうざんりゅう いったいきかん にほん さい
在留期間を1日でも過ぎて滞在すると「不法残留（オーバーステイ）」となり、一定期間は日本への再
にゅうこく みと ふほうざんりゅう hito きこく つぎ てつぎ
入国が認められません。不法残留の人が帰国するには次のような手続をとります。

<p>つうじょう きこく 通常どおりの帰国</p>	<p>びょうき え じじょう たんきかん ふほうざんりゅう ばあい 病気などのやむを得ない事情やごく短期間不法残留した場合、 きかんこうしん てつぎ みと つうじょうどお しゅこく ばあい 期間更新の手続を取り、認められると通常通り出国できる場合 はや もよ ちほうにゅうこくかんりかんしよ とどけで もありますから、なるべく早く最寄りの地方入国管理官署に届出 ましよう。</p>
<p>しゅこくめいれい きこく 出国命令による帰国</p>	<p>にゅうかんほうい はんしゃ いったい ようけん み ふほうざんりゅうしゃ 入管法違反者のうち、一定の要件を満たす不法残留者につ みから しゅうよう かんい てつぎ しゅこく せいど いて、身柄を収容しないまま簡易な手続により出国させる制度 しゅこくめいれいせいど が出国命令制度です。 しゅこくめいれい たいしゅうしゃ つぎ がいどう ふほう 出国命令の対象者については、次のいずれにも該当する不法 ざんりゅうしゃ 残留者です。 すみ にほん しゅこく いし みずか ちほうにゅうこくかん (1) 速やかに日本から出国する意思をもって自ら地方入国管 りかんしよ しゅつどう 理官署に出頭したこと ざいりゅうきかん けいか いがい たいきよきょうせいじゅう がいどう (2) 在留期間を経過したこと以外の退去強制事由に該当しない こと にゅうこくご せつどうざいどう しよてい つみ ちょうえき きんこ しよ (3) 入国後に窃盗罪等の所定の罪により懲役または禁錮に処 せられていないこと か こ たいきよきょうせい しゅこくめいれい う しゅこく (4) 過去に退去強制されたことまたは出国命令を受けて出国し たことがないこと すみ にほん しゅこく かくじつ みこ (5) 速やかに日本から出国することが確実と見込まれること</p>



たいきょきょうせい きょうせいそうかん
退去強制(強制送還)

たいほ ばあい こうちしょ みがら こうそく ごち
逮捕された場合は、拘置所などに身柄を拘束されます。その後、地
ほうにゆうこくかんりかんしょ ひ わた たいきょきょうせいてつづき う ばあい
方入国管理官署に引き渡され退去強制手続を受ける場合
きそ さいばん う ばあい たいきょきょうせい しゅつ
と起訴されて裁判を受ける場合があります。退去強制により出
こく ひと ねんかん にほん さいにゆうこく かこ たい
国した人は5年間、日本への再入国はできません。過去にも退
きょきょうせいき ばあい ねんかん えいきゅう にほん にゆうこく
去強制歴のある場合は10年間、または永久に日本に入国
ばあい
できない場合があります。

ざいりゅうとくべつきよか たいきょきょうせい ひと じじょう こうりょ
※在留特別許可:退去強制にあたりとされた人でも、事情を考慮して
ほうむだいじん ひと ざいりゅう きよか
法務大臣がその人の在留を許可することができます。これ
ざいりゅうとくべつきよか ざいりゅう みと ほうむだいじん き
が在留特別許可で、在留が認められるかどうかは法務大臣が決めま
きよか ばあい かぎ ざいりゅうしかく あた ひ つづ にほん せいかつ
す。許可された場合に限り、在留資格が与えられ引き続き日本で生活
することができます。